

議員提出第2号議案

精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年3月28日

提出者	稲城市議会議員	中	田	中
〃	〃	榎	本	久春
〃	〃	佐々	木	あきら
〃	〃	藤	原	愛子
〃	〃	山	岸	太一
〃	〃	池	田	英司
〃	〃	つ	の	じ
				寛美

（提案理由）

現在、精神障害者は東京都の心身障害者医療費助成制度の対象外である。対象にすることにより、精神障害者が必要な医療を受けながら、地域で安心して暮らせるようにするため。

## 精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障） の対象とすることを求める意見書

東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）は、保険給付の対象となる医療費、薬剤費等の自己負担分から一部負担金を除いた額を助成する制度であるが、現在、対象者は身体障害者手帳1級・2級の身体障害者、愛の手帳1度・2度の知的障害者である。

精神障害者については、精神通院医療についての助成制度はあるものの、対象外となっている。

平成18年の「障害者自立支援法」の施行で身体、知的、精神の障害種別にかかわらず、必要とするサービスが受けられること、また、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、全ての障害者及び障害児が可能な限り、その身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること等としたことから、精神障害者においても必要な医療を受けながら、地域で安心して暮らしていくべきである。

よって、精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

稲城市議会議長 原 島 茂

東京都知事 殿